

○包括議決Ⅺ

開発審査会の議を経て許可した計画の変更の取扱いについて

開発審査会の議を経て許可したものについて、次に掲げる変更に係るものは、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取扱えるものとし、これに基づき市長が都市計画法（以下「法」という。）第 35 条の 2 の許可をした場合は、開発審査会に報告するものとする。

1. 工区の変更
2. 開発行為に関する設計のうち、法第 33 条の技術基準に係る変更
3. 工事施行者の変更
4. 資金計画の変更

適用年月日

この取扱いは、令和 3 年 7 月 20 日から適用する。